

令和 年 月 日

契約No.

請負契約書

印紙貼付欄

工事名称

工事場所

工期 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日迄

注文者名

様 印 TEL

住所

〒

携帯

請負者名

合同会社TSUGARU

印 TEL

0172-55-7432

代表者

代表 白井 慎 代表 三上 桂吾

FAX

0172-55-7431

住所

〒 036-8367 青森県弘前市大字平岡町36番地2

担当者名

1 請負金額

¥

— (税込)

2 工事内訳

	工事項目	摘要(仕様)	数量	単位	小計
1	リフォーム工事	別紙見積書通り	1	式	
2					
3					
4					
5					

お振込先 銀行名

□ 座 青森銀行 堅田支店 普通預金 3056128

名 義 合同会社TSUGARU
代表社員 白井慎

工事価格(税抜)

消費税

合計 (税込)

■請負条件 工事用の電気・水道・ガスについては、お客様宅のものを無償借用願います。

■添付書類 工事内容を補足するため次の書類を添付します。打合せシートと請負契約約款は必ず添付する。その軸、添付する資料にチェック印を付ける。

<input type="checkbox"/> 打合せシート	<input type="checkbox"/> 請負契約約款	<input type="checkbox"/> 御見積書	<input type="checkbox"/> 仕上げ表
<input type="checkbox"/> カタログ 1	2	3	
<input type="checkbox"/> その他 1	2	3	

3 支払方法

契約金 _____ 月 日 ¥ _____ (税込)

着工金 _____ 月 日 ¥ _____ (税込)

中間金 _____ 月 日 ¥ _____ (税込)

完工金 (完工後 100%) _____ 月 日 ¥ _____ (税込)

▼ この契約の証として本書を2通作成し、それぞれに署名押印の上、双方が原本を保有するものとする。

※ この書類は大切に保存してください。

請負契約約款

(総則)

第1条1 注文者と請負者は、日本国の法を遵守し、互いに協力し、信義を守り、誠実にこの契約を履行する。

2 この契約書および、添付の御見積書、仕上げ表、打合わせシート等にもとづいて、請負者は工事を完成し、注文者と請負者は契約の目的物を確認するものとし、注文者は、その請負代金の支払を完了する。

(打合せどおりの工事が困難な場合)

第2条1 施工にあたり、通常の事前調査では予測不可能な状況により、打合せどおりの施工が不可能、もしくは不適切な場合は、注文者と請負者が協議して、実情に適するように内容を変更する。

2 前項において、工期、請負代金を変更する必要があるときは、注文者と請負者が協議してこれを定める。

(権利・義務などの譲渡の禁止)

第3条1 注文者及び請負者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、この契約から生じる権利または義務を、第三者に譲渡することまたは敬称させることはできない。

2 注文者及び請負者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、契約の目的物、検査済の工事材料(製造工場などにある製品を含む)・建設設備の機器を第三者に譲渡すること、もしくは貸与すること、または抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

(完了確認・代金支払い)

第4条1 工事を終了したときは、注文者と請負者は両者立会いのもと契約の目的物を確認し、注文者は請負契約書記載の期日までに請負代金の支払いを完了する。

(支給材料、貸与品)

第5条1 注文者よりの支給材料または貸与品のある場合には、その受渡期日及び受渡場所は注文者と請負者の協議の上決定する。

2 請負者は、支給材料または貸与品の受領後すみやかに検収するものとし、不良品については注文者に対し交換を求めることができる。

3 請負者は支給材料または貸与品を善良な管理者として使用または保管する。

(第三者への損害及び第三者との紛議)

第6条1 施工のため、第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議を生じたときは、注文者と請負者が協議して処理解決にあたる。

2 前項に要した費用は、請負者の責に帰する事由によって生じたものについては、請負者の負担とする。なお、注文者の責に帰すべき事由によって生じたものについては、注文者の負担とする。

(不可抗力による損害)

第7条1 天災その他自然的または人為的な事故であって、注文者・請負者いずれにもその責を帰することのできない事由(以下「不可抗力」という)によって、工事済部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、建設設備の器械(有償支給材料を含む)または工事用機器について損害が生じたときは、請負者は、事実発生後速やかにその状況を注文者に通知する。

2 前項の損害について、注文者、請負者が協議して重大なものと認め、かつ、請負者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、注文者がこれを負担する。

3 火災保険、建設工事保険その他損害を補てんするものがあるときは、それらの額を前項の注文者の負担額から控除する。

(工事の変更、一時中止、工期の変更)

第8条1 注文者は、必要によって工事を追加、変更または一時中止することができる。

2 前項より、請負者に損害を及ぼしたときは、請負者は注文者に対してその補償を求めることができる。(解約の場合は違約金として契約金額の30%)

3 請負者は、不可抗力その他正当な理由があるときは、注文者に対してその理由を明示して、工期の延長を求めることができる。延長日数は、注文者と請負者が協議して決める。

(遅延損害金)

第9条1 注文者が請負代金の支払を完了しないときは、請負者は遅滞日数の1日につき、支払遅滞額×年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

(紛争の解決)

第10条1 この契約について、紛争が生じたときは、本物件の所在地の裁判所を第一審管轄裁判所とし、または裁判外の紛争処理機関によって、その解決を図るものとする。

(補則)

第11条1 この契約書に定めない事項については、必要に応じ注文者と請負者が誠意をもって協議して定める。

クーリングオフについて(説明書)

ご契約いただきますリフォーム工事またはインテリア商品等販売につきましては、この説明書、工事請負契約約款の内容を充分お読み下さい。「特定商品取引に関する法律」の適用を受ける場合には、この説明書面受領日から起算して8日以内は、お客様は文書をもって工事請負契約の解除(クーリングオフと呼びます)ができ、その効力は解除する旨の文書を発したときに生じるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。

*お客様がリフォーム工事建物やインテリア商品等を営業用に利用する場合や、お客様からのご請求によりご自宅でのお申し込みまたはご契約を行った場合等

上記期間内に契約の解除(クーリングオフ)があった場合、当社は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。万一、契約の解除があった場合に、既に商品の引渡しが行われている時は、その引取りに要する費用は当社の負担とします。また、契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合、速やかにその全額を無利息にて返還いたします。